



# 当社における株式、債券の取引の方法

## 上場有価証券等

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- (1)取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- (2) 当社が自己で直接の相手方となる売買
- (3) 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- (4)上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (5)上場有価証券等の売出し
- (6)上記のほか、売買等の媒介、取次ぎ又は代理
  - ※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価 証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売 買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
  - ※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
  - ※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
  - ※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を 有するものを含みます。

## 個人向け国債

当社における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- 個人向け国債の募集の取扱い
- 個人向け国債の中途換金の為の手続き

#### 円貨建て債券

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

## 外貨建て債券

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

# 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していた だきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合がありま す。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送 又は電磁的方法による場合を含みます)。

以上